

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 制定：令和 2年 5月 1日環境省令第15号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 令和 2年 5月 1日環境省令第15号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項及び第六項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の四第一項及び第六項並びに第十五条の二の五第一項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第300号）第六条第一項第二号ロ(3)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月一日 環境大臣 小泉進次郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）	（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）
第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。	第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。
一～十三 （略）	一～十三 （略）
十四 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は市町村長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に収集又は運搬する能力がある者として環境大臣又は市町村長が指定する者（一般廃棄物処理基準又は法第六条の二第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準（処理の緊急性に鑑み基準をそのまま適用することが適当で	（新規）

ないと環境大臣が認めた場合においては、適用することが適当でないものとして環境大臣が指定する基準を除く。第二条の三第十号において同じ。)に従い、環境大臣又は市町村長が指定した一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合に限る。)	
(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)	(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)
第二条の三 法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。	第二条の三 法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。
一～九 (略)	一～九 (略)
十 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は市町村長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は市町村長が指定する者(一般廃棄物処理基準又は法第六条の二第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に従い、環境大臣又は市町村長が指定した一般廃棄物の処分又は再生を業として行う場合に限る。)	(新規)
(令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量)	(令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量)
第七条の八 令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量は、次のとおりとする。	第七条の八 令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量は、次のとおりとする。
一～三 (略)	一～三 (略)
四 建設業に係る産業廃棄物(工作物の新築、改築若しくは除去に伴つて生じた木くず、コンクリートの破片(石綿含有産業廃棄物を除く。))又はアスファルト・コンクリートの破片であつて、分別されたものに限る。 <u>第七号において同じ。</u>)の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に二十八(アスファ	四 建設業に係る産業廃棄物(工作物の新築、改築若しくは除去に伴つて生じた木くず、コンクリートの破片(石綿含有産業廃棄物を除く。))又はアスファルト・コンクリートの破片であつて、分別されたものに限る。)の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に二十八(アスファルト・コンクリートの

ルト・コンクリートの破片にあつては、七十) を乗じて得られる数量とする。	破片にあつては、七十) を乗じて得られる数量とする。
五・六 (略)	五・六 (略)
七 汚泥(令第六条第三号トに規定する有機性の汚泥を除く。)、安定型産業廃棄物(令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいい、廃プラスチック類及び第四号に規定する建設業に係る産業廃棄物を除く。)、鉱さい又はばいじんの処分又は再生を行う処理施設において、事業者(自らがその産業廃棄物の処分又は再生を行う者に限る。第三項において同じ。)又は優良産業廃棄物処分業者が、これらの廃棄物を処分又は再生のために保管する場合であつて、その保管が新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下この項及び第三項において同じ。)による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管であるときは、当該施設の日当たりの処理能力に相当する数量に三十五を乗じて得られる数量とする。	(新規)
2 (略)	2 (略)
3 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十)」とあるのは「四十九(アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一)」とする。	(新規)
(産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)	(産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)
第九条 法第十四条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとす	第九条 法第十四条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとす

る。	る。
一 (略)	一 (略)
二 再生利用されることが確実であると都道府県知事（当該都道府県内の一の指定都市の長等（令第二十七条に規定する指定都市の長等をいう。以下同じ。）の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る指定及び指定都市の長等の管轄区域内において積替えを行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る指定にあつては、指定都市の長等。以下この号、第十四号及び第十條の十一第六号において同じ。）が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて都道府県知事の指定を受けたもの	二 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて都道府県知事の指定を受けたもの
三～十三 (略)	三～十三 (略)
十四 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に産業廃棄物を適正に収集又は運搬する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者（法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準（処理の緊急性に鑑み基準をそのまま適用することが適当でないとして環境大臣が認めた場合においては、適用することが適当でないものとして環境大臣が指定する基準を除く。第十條の三第十号において同じ。）に従い、環境大臣又は都道府県知事が指定した産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合に限る。）	(新規)
(産業廃棄物処分業の許可を要しない者)	(産業廃棄物処分業の許可を要しない者)
第十條の三 法第十四条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。	第十條の三 法第十四条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。
一 (略)	一 (略)

<p>二 再生利用されることが確実であると都道府県知事（指定都市の長等の管轄区域内において業として行おうとする産業廃棄物の処分に係る指定にあつては、指定都市の長等。以下この号、第十号及び第十条の十五第四号において同じ。）が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であつて当該都道府県知事の指定を受けたもの</p>	<p>二 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であつて当該都道府県知事の指定を受けたもの</p>
<p>三～九 （略）</p>	<p>三～九 （略）</p>
<p>十 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に産業廃棄物を適正に処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者（法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に従い、環境大臣又は都道府県知事が指定した産業廃棄物の処分又は再生を業として行う場合に限る。）</p>	<p>（新規）</p>
<p>（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）</p>	<p>（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）</p>
<p>第十条の十一 法第十四条の四第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p>	<p>第十条の十一 法第十四条の四第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p>
<p>一～五 （略）</p>	<p>一～五 （略）</p>
<p>六 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に特別管理産業廃棄物を適正に収集又は運搬する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者（法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準（処理の緊急性に鑑み基準をそのまま適用することが適当でな</p>	<p>（新規）</p>

いと環境大臣が認めた場合においては、適用することが適当でないものとして環境大臣が指定する基準を除く。第十条の十五第四号において同じ。）に従い、環境大臣又は都道府県知事が指定した産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合に限る。）	
（特別管理産業廃棄物処分業の許可を要しない者）	（特別管理産業廃棄物処分業の許可を要しない者）
第十条の十五 法第十四条の四第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。	第十条の十五 法第十四条の四第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。
一～三 （略）	一～三 （略）
四 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に特別管理産業廃棄物を適正に処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者（法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従い、環境大臣又は都道府県知事が指定した産業廃棄物の処分又は再生を業として行う場合に限る。）	（新規）
（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）	（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）
第十二条の七の十七 （略）	第十二条の七の十七 （略）
2 （略）	2 （略）
3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 （略）	一 （略）
二 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類	二 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類
イ・ロ （略）	イ・ロ （略）
ハ 第二条の三第一号、第二号、第四号、第六号又は第十号に該当する者であることを示す書類	ハ 第二条の三第一号、第二号、第四号又は第六号に該当する者であることを示す書類

ニ・ホ (略)	ニ・ホ (略)
4・5 (略)	4・5 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。
